

No	項目	質問	回答
1	交付対象者	令和8年1月1日時点では事業運営していたが、令和8年2月1日から同年2月28日まで事業所側の都合で事業運営を休止した。その後、令和8年3月1日に事業運営を再開した場合は、交付対象となるか。	交付対象外です。
2	交付対象者	令和7年11月1日から同年11月30日まで事業所側の都合で事業運営を休止した。その後、令和7年12月1日に事業運営を再開し、令和8年1月1日時点では事業運営していた場合は、交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合は、17,600円または14,400円で申請してください。 詳細は、実施要領の別表をご覧ください。
3	交付対象者	令和7年10月1日にはA法人のサービス事業所として事業運営していたが、令和8年2月1日で事業譲渡があり、運営がB法人となる場合、交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合は、申請日時点の法人が申請してください。
4	交付対象者	令和8年2月1日または令和8年3月1日に開設の事業所は交付対象となるか。	交付対象外です。
5	交付対象者	令和7年11月1日もしくは令和7年12月1日開設の事業所は交付対象となるか。	交付対象となります。 この場合は、17,600円または14,400円で申請してください。 詳細は、実施要領の別表をご覧ください。
6	交付対象者	一の事業所で、児童発達支援と放課後等デイサービスの事業を実施している場合、それぞれ交付対象となるか。	多機能型として両事業を実施している場合は、1つの事業所としての扱いとなります。
7	交付対象者	一の事業所（同一建物、同一敷地内）で、障害児通所支援事業と介護サービス事業又は障害福祉サービス事業を実施している場合、それぞれ交付対象となるのか。	対象となりません。 この場合は、 いずれか一方 での申請となります。 なお、 <u>申請の有無に関わらず1度子ども施策推進課にご連絡ください。</u>
8	交付対象者	令和8年3月31日までに事業運営を廃止・休止した場合はどうなるか。	実施要領8「交付決定の取り消し及び支援金の返還」に基づき、返還いただきます。ただし、事業譲渡に伴う廃止の場合は、事業が継続されることから、返還は不要です。

No	項目	質問	回答
9	支援金の額等	支援金の交付は、1 法人につき 1 回限りとしているが、申請手続きも 1 回限りということか。	1 法人につき 1 回限りです。
10	支援金の額等	支援金の交付は、1 法人につき 1 回限りとしているが、申請書類に記載漏れがあった場合、後から追加申請することは可能か。	1 法人につき 1 回限りの交付としているため、すでに交付決定により支援金が交付されている場合は、不可とします。申請の際には、記載内容に不備がないか（申請者は適当か、振込先と申請者は同一か、金額は正しいか、指定等を受けていない事業所名が記載されていないか、など）を十分にご確認ください。
11	支援金の額等	令和7年10月に実施されたプロパンガス契約事業所への支援金（令和7年度越谷市障がい児通所支援光熱費等高騰対策支援金）の交付を受けている。その場合の支援金額は。	実施要領の別表をご確認ください。
12	交付申請	交付申請の方法は。	通知のとおり、「越谷市電子申請届出サービス」により申請してください。
13	交付申請	交付申請後、支援金が交付されるまでの流れは。	交付申請書の提出（法人） ↓ 受付・申請内容の確認（子ども施策推進課） ↓ 申請の受理（子ども施策推進課） ↓ 交付決定通知書兼交付額確定通知書の送付（子ども施策推進課） ↓ 口座振込（子ども施策推進課） ↓ 支援金の交付（法人）
14	申請期間	令和8年3月1日以降に申請したものは、交付対象となるか。	交付対象外です。
15	交付決定等	支援金は、申請後、どのくらいの日数で交付（振込）されるのか。	申請受理後、概ね 30 日以内に振り込む予定です。
16	実績報告	実績報告は提出しなくてよいのか。	提出は不要です。ただし、関係書類等に関しては、市の補助金規則第 22 条の規定により、事業完了年度の属する年度の翌会計年度から 5 年間保存しなければならない、とされています。この期間中に、子ども施策推進課から必要に応じ

■ 令和7年度（第二期）越谷市障がい児通所支援光熱費等高騰対策支援金 Q & A （R8.2.6時点）
子ども施策推進課

No	項目	質問	回答
			て検証資料の確認等を行う場合がありますので、関係書類は適切に保管してください。